

先進医療Aの施設基準のうち、専門医に係る要件の見直しについて(案)

1. 経緯の概要

- ・ 先進医療Aの施設基準については、一技術ごとに先進医療会議において施設基準が定められ、先進医療告示として発出している。
- ・ 当該告示において、技術によっては、専門医に関する要件が定められており、厚生労働大臣に届け出た団体が行う医療従事者の専門性に関する認定(学会が実施する専門医認定をいう。)について定めていたところ。

(参考1) 告示番号 12 番 CYP2D6 遺伝子多型検査の施設基準(抄)

主として実施する医師に係る基準

- (イ) 専ら小児科に従事し、当該診療科について一年以上の経験を有すること。
- (ロ) 小児科専門医(公益社団法人日本小児科学会が認定したものをいう。)であること。
- (ハ) ゴーシェ病の診療経験を有すること。

2. 専門医の認定について

- ・ 一般社団法人日本専門医機構が専門医の認定や養成プログラムの評価・認定を統一的に行う、新専門医制度が開始され、平成 30 年度より基本 19 領域(参考2)における専門研修が開始されている。
- ・ 令和3年には、上記専門研修を修了し、新専門医制度の認定試験を合格した日本専門医機構認定専門医が誕生した。
- ・ なお、学会が認定する基本領域の専門医から日本専門医機構認定の専門医への切り替えは、専門医更新に際して行われており、一定程度の期間を要する。

(参考2) 日本専門医機構が認定する基本領域の専門医について(19 領域)

内科専門医、小児科専門医、皮膚科専門医、精神科専門医、外科専門医、整形外科専門医、産婦人科専門医、眼科専門医、耳鼻咽喉科専門医、泌尿器科専門医、脳神経外科専門医、放射線科専門医、麻酔科専門医、病理専門医、臨床検査専門医、救急科専門医、形成外科専門医、リハビリテーション科専門医、総合診療専門医

3. 今後の対応について(案)

- ・ 新専門医制度が開始され、基本領域について、日本専門医機構認定の専門医が誕生している状況を踏まえ、先進医療告示における専門医に係る記載について、一般社団法人日本専門医機構認定専門医も加えることとはどうか。